**平成２９年（フ）第１１６号**
群馬県高崎市上並榎町607番地１　グンケン第２コーポ302号、住民票上の住所群馬県高崎市箕郷町上芝99番地２
債務者　関本麻利子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
前橋地方裁判所高崎支部

**平成２９年（フ）第１９８７号**
大阪府枚方市香里ケ丘３丁目12番地の１（10―403）
債務者　馬場　秀昭
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２２５１号**
大阪府枚方市西禁野２丁目７番４号
債務者　ワークス・エルこと　佐藤　隆洋
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２４１９号**
大阪市住吉区長居１丁目９番24号　長居ニューライフ　203号
債務者　畑中　正博
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７０３号**
大阪市鶴見区横堤３丁目８番４―304号
債務者　髙砂　政年
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７４５号**
大阪府八尾市青山町４丁目５番25―302号
債務者　岩本　　緑
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７５２号**
大阪市住之江区南加賀屋４丁目１番40―114号
債務者　甲斐　利幸
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２７８８号**
大阪市天王寺区下寺町２丁目４番38号　ウェルテラス天王寺403号
債務者　佐藤　京国
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８５４号**
大阪市住吉区山之内３丁目15番５―406号
債務者　中尾　由美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８５６号**
大阪市平野区長吉長原２丁目５番５号ハイツコーセー２番館201
債務者　山本　　将
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８５７号**
大阪市淀川区塚本２丁目29番７―403号
債務者　山崎　　真
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８６０号**
大阪市平野区喜連２丁目２番52―602号
債務者　小林奈緒美
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第２８６１号**
大阪府門真市沖町21番６号　K・エミネンス102号
債務者　浦田　素絵（旧姓坂口）
1　決定年月日時　平成29年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
大阪地方裁判所第６民事部

**平成２９年（フ）第８４０号**
福岡市中央区清川２丁目12番４―606号
債務者　安武　靖子（旧姓伊添）
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第８５４号**
福岡県糟屋郡粕屋町大字上大隈414番地１　コーポＪＩＮ103号
債務者　白石みどり
1　決定年月日時　平成29年７月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年９月１日まで
福岡地方裁判所第４民事部

**平成２９年（フ）第３４８号**
北九州市戸畑区幸町２番１―206号
債務者　木村三枝子
1　決定年月日時　平成29年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月28日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２９年（フ）第１７９号**
函館市富岡町２丁目41番８―201号　グランドールＷＡＮＯ
債務者　盛田まどか
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月29日まで
函館地方裁判所

**平成２９年（フ）第２９号**
島根県出雲市湖陵町大池946番地
債務者　ナイトローズこと　三原　由香
1　決定年月日時　平成29年７月11日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年８月30日まで
松江地方裁判所出雲支部